

## 第4回東京都地域福祉支援計画策定委員会会議録

### I 会議概要

1 開催日時 平成29年12月25日（月）午後5時59分から

2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室21

3 出席者 【委員】

高橋委員長、小林副委員長、新保委員、関口委員、三輪委員、山根委員、相田委員、浦田委員、川井委員、横山委員

（以上10名）

【都側出席者】

奈良部企画担当部長、永山総務部福祉人材施策推進担当課長、遠藤医療政策部医療政策課長、鈴木保健政策部保健政策課長、森田生活福祉部地域福祉推進課長、坂田高齢社会対策部計画課長、西尾少子社会対策部計画課長、渡辺障害者施策推進部計画課長、田中政策企画局調整部政策担当課長、吉田青少年・治安対策本部総合対策部企画調整担当課長、小林生活文化局都民生活部地域活動推進課長、濱本都市整備局住宅政策推進部企画担当課長、曾根教育庁総務部教育施策課長

### 4 会議次第

1 開会

2 東京都地域福祉支援計画の素案について

3 その他

4 閉会

○高橋委員長 定刻でございますので、第4回東京都地域福祉支援計画策定委員会を開会いたします。

押し迫りまして、ことしいよいよ最後の週で、年をとった者にとっては加速度的に速くなったようで、ちょっと憂うつなんですが。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

当委員会は設置要綱に基づいて公開になっております。傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせを申し上げます。

初めに、委員の出席状況及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。  
○永山福祉人材施策推進担当課長 事務局の福祉保健局総務部の福祉人材施策推進担当の永山でございます。本日は、どうもお忙しいところ、どうもありがとうございます。座ってご説明申し上げます。

まず、本日の委員の出席状況でございますが、堀田委員、室田委員からご欠席とのご連絡をいただいております。なお、室田委員からは、ご意見をいただいております。後ほどご紹介をしたいと思います。席上に配付してございます。

次いで、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、1枚目に会議次第がございまして。資料1、こちらは本委員会の設置要綱でございます。資料2、こちらは委員・幹事名簿でございます。資料3、こちらは本委員会の検討の進め方でございます。資料4、こちらは本日の中心になります本計画の素案でございます。資料5、こちらは区市町村のヒアリングの状況の結果についてでございます。資料6、社会福祉法に基づきます市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の概要でございます。資料7、こちらは地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての通知の概要でございます。

そのほかに、まずA4の1枚ものがございますけども、室田委員提出意見というものが、1枚でございます。こちら、後ほどご紹介したいと思います。

それから、川井委員のご提供の冊子がございまして、「今こそ社会福祉法人がその力を発揮するとき」という資料がございます。それは、後ほど川井委員のほうからご説明があるでしょうか。

資料は、以上でございます。お手元でございますでしょうか。

それから、委員の皆様方の机上には、これまでの策定委員会の資料と議事録をつづったファイル、それから3冊の冊子を置かせていただいております。

以上、資料、不足等ございませんでしょうか。それでは、委員長、お願いします。

○高橋委員長 それでは、初めの報告事項でございますが、区市町村ヒアリングの実施結果等について。資料3、本委員会の検討の進め方をごらんください。きょうの第4回の検討会では、計画の素案について議論を進めてまいります。議論に入ります前に、10月に開催いたしました第3回委員会の後も引き続き事務局で区市町村のヒアリングや事例視察を行ってきておりますので、そのご報告をよろしくお願いたします。

○森田地域福祉推進課長 福祉保健局の地域福祉推進課長、森田です。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。資料については、資料5をお出しいただければと思います。区市町村ヒアリングの実施結果についてでございます。

前回、中間報告ということで、その時点でヒアリングを行ったものについては報告を済ませております。最終的に、この表紙でございますとおり、12の区市町村を対象に実施をいたしました。

お開きいただいて、2ページ以降ですけれども、前回お出ししているものから、その後追加したものについては下線を引いてございます。本日はお時間の都合もございませので、下線のところを中心に、ちょっとかいつまんで説明をさせていただきます。

まずは、策定状況についてですけれども、3ページをごらんいただければ、進行管理ということで左側のほうになりますけれども、評価指標を設定していないが審議会で総括評価を行う。それから、達成度をどのような指標で図るのか難しい。あるいは右のほうもありますけれども、アウトカム指標はどのように数値化するのが難しいということで、指標化は考えていない。なかなかこの指標化というところで、皆さん悩んでいるかなという状況が見受けられました。

それから、5ページをお開きいただきまして、社会福祉協議会の活動状況でございます。①の社協への支援というところで、左側のところではCSWです。こちらの区については委託でやっていると。区側のサポート体制も整えていきたい。あるいは、右側のほうですけれども、行政と社協ということで、会議を毎月実施している。あるいは、社協主催の行事に人的支援などを行っておりますということです。

それから6ページをごらんいただきますと、地域福祉コーディネーターについてということで、左側の区部のところでも増員・配置を検討している。右側の市町村部に追加したところでございますと、社協の職員が地域の専任担当職員として支援していると。あるいは、庁内外においてコーディネーターと呼ばれる役割が多いので、在り方の整理が必要ではな

いかというところでございます。

それから、8ページ以降で区市町村の好事例、取り組み状況を調査してきました。新たなところでは、9ページのところで、武蔵野市の事例として、テンミリオンハウス事業。地域住民の居場所として、年間1,000万円の運営費補助を行うもの。それから災害時の要援護者対策事業ということで、市が作成した名簿を関係機関等が共有して、安否確認体制を確立していると。近隣住民の方がすぐ駆けつけられるということで、そういった方に依頼をしているんですけども、なかなか手の確保に課題があるというところがございます。

それから、10ページのほう、こちらも武蔵野市です。いきいきサロン事業ということで、空き部屋や集会所を拠点とした、高齢者を対象とした介護予防プログラムですけども、年間20万円の補助を行っている。

それから、11ページで地域の抱える特性・課題ということで。集合住宅が多いということで、その多くがオートロック式のマンションで、なかなか接点を見出すことができないというところなんです。

それから、あと12ページになりますけれども。こちらの右側のほうで、市町村部のところで自治会の加入率が高くて近所づき合いも強いけれども、高齢になって自分のことで手いっぱい、住民の助け合いが難しくなっている。それから、あと区域外からの転入者がある程度いるんですけども、古からの住民との関係がつかれないということが課題だということも意見として出ております。

それから、14ページをごらんいただいて。包括的な支援体制というところで、見守りやサロン活動等の地域にかかわる活動をする人をふやすということで、担い手の養成をやっていると。ただし、マッチングが難しいというところがございます。

それから、16ページでございますけれども、これもちょっと同じような話かもしれませんが、住民主体の課題解決体制ということで。住民がどれだけ地域のために本気になってくれるかが重要と。地域の中で核となる人を見出して、行政とマッチングしていくことが課題だと。

それから、17ページですけども。共生型サービスについては左側のほうですけども、視点としては重要だと。ただ、すぐに対応することが難しいので、施設や居場所をふやしていきたいというところがございます。

それから、18ページが福祉サービスの確保ということで、人材確保です。左側のとこ

ろで人材対策、区で合同説明会等もやっているけども、なかなかうまくいかない。右側の市町村部のところでは、高齢者に対してポイントを付与するというので、高齢者の確保をしているというところですよ。

それから、19ページでは、低所得者等への支援ということで、右側にありますけれども、住民間のつながりが強いというところで、課題については民生委員、児童委員を通じておおむね把握していると。必要に応じて関係機関につないでいるというところがございます。

最後、20ページになりますけれども、都の支援計画に期待することなどということで、下のほうに二つ追加で出ております。つながりが弱くなっているということに対して、どのような対策をしたらよいのか。それから職員の資質向上セミナーをしてほしいといったところがございます。

以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。事例の報告は。

○事務局 それでは、事例の報告をさせていただきたい……。

○高橋委員長 一緒にやってください。

○事務局 続きまして、好事例視察のご報告をさせていただきたいと思います。

資料4の東京都地域福祉支援計画（素案）の48ページをごらんください。

こちらは、江戸川区でございます、社会福祉法人江東園において、日常生活の中で世代間交流を図る取り組みの事例でございます。江東園は、保育所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスの4施設をあわせた幼老統合施設となっております。毎朝、体操の時間を設けており、園児たちと養護老人ホームの入所者の方々が自由に集まって、お互い大きな声で挨拶をしたり、声をかけあったりして体操が始まります。

体操が終わりますと自由交流の時間となり、園児はお気に入りの高齢者の膝の上で座っておしゃべりを始めたり、だっこをせがんだりと自由なコミュニケーションが図られていました。特養入所者は重度化が進んでおり、車椅子の方がふえたということで、なかなか園庭におりていくことが難しくなったことから、クラスごとに園児たちが日が変わりで特養へ出向き、一緒に体操をしているそうです。体操の時間が終わりますと、認知症デイサービスへ園児たちが訪問し、触れ合う機会も設けているということです。

また、園児と入所者が1日ともに過ごすオープン保育を毎月1回実施しており、一緒に遊んだり、お昼ご飯を食べたりということで終日過ごしています。お昼ご飯のときは、あ

えて大皿に料理を盛ることで、取り分ける際にコミュニケーションを図れるような工夫をされているそうです。

保育スペースのそばで高齢者のリハビリスペースを設けたり、互いに見えるようにするなどして、自然な距離感で生活することを心がけた取り組みをされていました。効果といえますが、ふだん表情が乏しい認知症の高齢者が、園児たちとの触れ合いを通しいい表情になる、季節行事を通して高齢者にも役割を与えることで、生き生きとした様子がうかがえるというお話がございました。

また、こうした取り組みを経験し、卒園した園児の方が大人となり、同施設の職員として働いているケースもあるそうです。世代間交流を続けていくためには職員同士の連携が重要で、互いの専門性を尊重しながら研修や行事などを通してチーム意識を育てているというお話をお伺いいたしました。

以上となります。

○高橋委員長 それで全部ですね。ありがとうございました。

ちょっと時間の関係もありますので、質疑はちょっと省略させて、もしどうしてもということがあれば、また後で発言の時間のときにということにさせていただいて。きょうの本題でございます、東京都地域福祉支援計画の構成案について議論をさせていただきます。

まず、事務局から素案の内容について、まず説明をお願いをいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 それでは、資料4、地域福祉支援計画（素案）をごらんをいただきたいと思います。

まず、表紙をおめくりいただきますと、目次がございます。今回の構成は、以前もお示ししましたが、第1章、第2章で、全部で4章構成になっておりまして、1章が策定の考え方、それから2章が地域を取り巻く現状、3章が施策の方向性、4章が計画的な地域福祉の推進ということで、最後に「おわりに」というところで、最終章をつけてございます。それでは、早速中身に入っていきたいと思います。

それでは、9ページから始まりますので、まず9ページをごらんをいただきたいと思います。第1節ですが、まず計画の位置づけということで、ここは国の法律の関係がまず、ベースとしてございまして、東京都の今までの取り組み、それから今回の社会福祉法の改正というところで、これまでの経緯を書いてございまして。

10ページをごらんいただきますと、今回の計画の計画期間でございますけども、ほかの計画との関係、それから整合性ということも図りまして、32年度までの3カ年という

ことで今回はさせていただこうというふうに考えてございます。

それから11ページ、これは他計画との関係でございますけども、ここはなかなかちょっと悩ましいところなんですけども。国のほうでは上位計画というふうに位置づけておりますけども、今回私どものほうの今の案でありますと、ここに(1)から(3)まで書いてございますが。基本的には、ほかの計画との連携ということで、(1)として、各分野に共通する基本的な事項を示し、都における福祉施策を下支えする。それから(2)としまして、都民の生活を支えるさまざまな施策の方向性を示し、個別計画の「はざまを埋める」。それから(3)各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「横につなぐ」ということで、この三つのコンセプトでしたらどうかというご提案をさせていただいております。

12ページが、そのイメージということで、事務局のほうでちょっと絵をつくっておりますので、絵的にちょっとなかなか難しい部分もあるんですけども。ぜひこの辺のところについてもご意見をいただければ助かります。

続きまして、13ページにまいります。こちらは、まず計画策定の背景ということで、国の地域共生社会に向けた改革の関係について、「我が事」、それから「丸ごと」、それから「地域力強化検討会」、こういったようなところについても書かせていただいています。今回のやはり目玉というのは社会福祉法の第4条、こちらでは各委員の方からもちました地域生活課題と、この解決ということが今回第4条で定められたということが大きな話でございますので、そのことが書いてございまして。14ページに、その法の抜粋を載せてございます。こちら辺のところには法の内容について、幾つか少し掘り下げて説明しまして。

最後、第6条第2項、15ページになりますけども、この辺のところについては国及び地方公共団体ということの役割といったことについても、ここには書かせていただいております。

続きまして、16ページをごらんいただきますと、第3節、地域福祉と関連要素。ここは、まず東京における地域福祉、これはどんなものなのかというところで、まず地域福祉ということについての定義をさせていただいて。それぞれ中身を分解すると、地域とは何かということ。東京につきましては、ここでともに参加し、学び合い、さまざまな場ということ。

それから地域福祉ということについては、ここに書いてございますけども、さまざまな資源を生かしながら地域の生活課題を発見して、解決を図るという考え方だということ

を、ここに明記させていただいております。

それから、さらに具体的な重要な話としては、圏域という単位ございますけども。圏域としましては、四つの圏域をお示しして、1番が小学校区、それから2番目が中学校区、それから3番目が区市町村域、4番目に東京都域ということで、この四つの圏域ということをお示しを、ただ、これは一律ではいきませんよということが書かせていただいております。

17ページ、こちら事務局でつくっておりますけども、圏域のイメージ図です、ぜひともこちらご意見をいただければ助かります。

それから地域共生社会、こちら今回の計画の中での定義ということで位置づけさせていただきます。今回、新しい整理といいますか、地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性といったことについて、今回整理させていただいております。もともと主に高齢者の支援分野で発展してきた考え方ということですけども。地域包括ケアシステムの実践においても、さまざまなこの事例があるということで。

次のページ、18ページをごらんいただきますと、今さまざまな深化が起きているということで、それぞれの分野においてもそうだと。今回この図がございまして、地域包括ケアシステムについての包括化という表現を使っておりますけども、いわゆる、さまざまな分野で全てこういう地域包括ケアシステムというのを包括化していくことによって、地域共生社会というものが実現するだろうといったような、そんなような説明をさせていただきます。これについても、ぜひご意見をいただければ助かります。

そして、第4節が計画の理念になりまして、理念が三つございます。一つが、誰もが、所属や世代を超え、地域とともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら、安心して暮らすことができる東京。それから理念2が、地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京。三つ目が、多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参加することができる東京ということで、この三つの理念に基づきまして、この計画づくりをさせていただきますということを掲げさせていただきます。

第5節が、先ほど言いました、これ各章にもございますけども、それぞれの関係性です。最終的には、東京における地域共生社会の実現をしていくんだといったところの、こういう積み重ねの感じで計画づくりを考えていきたいということのご提案をさせていただきます。

そして、第2章でございます、21ページからになりますけども。22ページをごらんいただきますと、こちらはベーシックな資料でございますけども、まずは高齢化、もしくは人口の推移、将来推計等について示させていただいております。

23ページは、これは地域別にどうなのかといったところで、区部、多摩・島しょということで地域があいておりまして、世帯の推移もございます。23、24について世帯の推移でございます。

それから、(3)としまして、24ページの生活保護受給率及び受給世帯の推移ということで、25ページにそのグラフが示させていただきます。

それから、(4)としましては、子供の貧困率の推移ということで、全国ベースの数字を書かせていただいております。

そして第2節としましては、26ページになりますが、区市町村の地域福祉計画の策定状況ということで。かなり策定していただいておりますけども、策定がないというところもありますということで。あとは、この社協との連携ということで、地域福祉活動計画と、そういったところもあわせていますよということもありますということ、ご紹介させていただいております。ここまでは総論的な地域福祉計画に対する今回の素案でございます。

続きまして、第3章でございます。こちらからが、具体的な施策の方向性というところになってございます。

まず、28ページをごらんいただきますと、ここにまず第1節ということで、通常は論のところに入ってしまうんですけど、各論に入る前に少し地域生活課題の解決に向けてということで、今回の私どものほうの計画の中での考え方みたいなものを、まず東京の特性ということで。先ほどもございましたが、かなり都心部から多摩地域・島しょとさまざまないろいろなバラエティーに富んでいますよということ。それから、かなり狭い場所に人がいっぱいいるということ。それから、さまざまな場所で皆さんが活動されているということ。片方で、町会・自治会、それから役員の高齢化ということであるとか、空き家の問題だとかがありますということが、さらに多様な主体もあるということも片方であるということ。

それから、(2)としましては、こういったことを踏まえながらも、やはり地域生活課題、こういったところについて住民の主体性を尊重しながらどのように取り組んでいくのかということが、しっかり考えることが大事だということ、ここでまず整理をしてから具体的な中身に入っていこうというふうに考えております。

30、31が、その共通する部分の事例としまして、きよびー&とまと、Y o u & I、それから立川市の大山自治会。それから32ページとしましては、これは教育との関係もございますが、都立多摩桜の丘学園の取り組みといったものについても、ここで掲載していこうと考えております。

そして、33ページから具体的な施策になりまして。まずは、先ほどの三角形の図にございましたけども、地域の支え合いを育むためにということで、まずは包括的な支援体制の構築ということで、現状と課題がございまして。それについての対策というものが、34ページです、取り組みの方向性ということで三つ記載がございまして。区市町村への支援ということを書かせていただいております。

それから(2)としましては、社会福祉協議会との連携・協働と活動支援ということで、現状と課題で四つほど記載してございまして。取り組みの方向性としては、二つ記載してございまして。先ほどのお話の地域福祉活動計画の策定に取り組んでいくことが重要だということと、それからその連携ということも重要であるということとございまして。

そして36、37、こちらはこの検討会でも発表がございしましたが、世田谷区の事例、それからなごみの家の事例ということ、ここで記載したいと思っております。

それから、38ページが、こちらは地域福祉コーディネーター、盛んにこちらのほうでも発表がございしましたが、これについての現状と課題の整理がございまして。ここは、かなりちょっと手厚く書かせていただいております。取り組みの方向性として、これまでの支援の方向性、それから今、国のほうでかなり進めているということがありますので、こういったようなことの後押しということが必要だということを書かせていただきます。

それから、ウとしましては、高齢者への生活支援サービスの充実ということで。こちらにつきましても現状と課題がございまして、こちら39ページから40ページにかけて、その課題を書かせていただいております。

41ページが、その取り組みの方向性でございまして。見守りの関係、それから団塊世代が、むしろ担い手としてということで、ご自分でも活躍していただくというようなこと。それから生活支援コーディネーターの養成研修、それからさまざまな方がいらっしゃるといふことの、活用すべきだといふことの提案をしてございまして。

42ページが、今度は居場所づくりということでサロンの案でございまして。やっぱりこういったものを、サロン、地域における居場所づくりが重要だということを書かせていた

だきまして。

次は、子供の居場所づくりということで、同じように区市町村の取り組みということについての支援等書かせていただいております。

それから、43ページが、誰もが集えるサロンの活動の推進ということで。課題がございまして、取り組みの方向性です。やはり空き家、空き民家であるとか空き店舗の活用ということが重要であるということでございます。

そして、44、45ページ、こちらが「こまじいのうち」、文京区さんです、の事例を掲載させていただきたいと思っております。

それから、高齢障害者へのサービスの提供ということで、こちらにつきましても今後掲載を予定してございます。

46ページ、イの総合的な福祉サービスの推進につきましては、いわゆる共生型のサービスということで、ここに書かせていただきまして。そういったような支援制度というものについての支援ということを書かせていただいております。その事例としまして、47ページ、こちらは小林副委員長も行っていただきましたが、小金井市の「また明日」というところで、まさに言い方が悪いですけど、ごちゃまぜという感じで皆さん方が過ごしていただいている、そんなような事例を書かせていただこうと思っております。

それから、48ページは、今ご説明させていただきましたが、江東園の事例ということでございます。

そして49ページが、こちらは住まいということで、今回の一つの柱ではあると思うんですけども、住まいの関係の安心した暮らしを支えるためにということで、住宅確保要配慮者への支援ということで現状と課題ということで空き家の関係のご説明をさせていただいて。

次のページは、今度は入居制限の状況と。これは全国のデータですけども、お示しをしている。

取り組みの方向性としては、いわゆるセーフティーネットの関係の、今法律がございまして、その関係についてのやはりしっかりした取り組みをするといったことで、その環境整備ということの重要性について書かせていただいております。

続きまして、52ページでございます。(2)生活困窮者への総合的な支援体制の整備。こちらにつきましましては、現状と課題でこれまでの背景であるとか、今現状の取り組みです。あとは、さまざまな支援の必要な方への早期・適切な対応できることが重要だということ

で、53ページに書かせていただいて。取り組みの方向性としては、居場所づくりの関係、それから相談職員の能力の向上といったこと。

それから54ページにつきましては、専門的な支援ということ、それから地域資源のネットワークづくりということへの支援ということをさせていただいております。

55ページが、今度は多様な地域生活課題への対応ということで。ここからは、いわゆる対象者別になっておりますけども高齢者への支援ということで、現状と課題、認知症の高齢者の関係、データがございますけども。その取り組みの方向性としましては、介護基盤と在宅サービス。そういったものをバランスよく整理するといったこと。そして質の高い介護人材の確保ということも重要だということを書かせていただいております。そして見守りのサービス、元気な高齢者への対応といったことについても書かせていただいております。

それから、56ページの下の方になりますけども、障害者（児）への支援ということで。現状と課題で、現行の法の関係、それからこちらに手帳の調査がございます、58ページにかけて精神の方がかなりふえていらっしゃるということでございますけども。

取り組みの方向性としましては、ライフステージに応じながら、その支援をしていくといったこと。それから就労ということについては、やはり受注拡大、工賃向上、それからそういったものへの就労支援の充実といったことが重要ということを書かせていただいております。

それから、ウは、子供・子育て支援についてございまして、現状と課題がございまして。取り組みの方向性ということで書かせていただいております。

そして、60ページが難病患者への支援ということで、現状と課題につきまして。やはり取り組みのこと、それから今現在330疾病までふやされているということの現状を述べさせていただきます。取り組みの方向性としましては、医療費助成の着実な実施、それから関係機関との連携、それからさまざまな知識や技術を付与する機会の向上でございます。

それから、61ページはがん患者への支援ということで、現状から課題ということで主要死因のことで、がんが第1位であることでございます。

それから、62ページとしましては、さまざまな交通機関が発達しているということで、いろんな場所に行けるということもございまして、そういう相談支援を受けられる体制を確保していくことが必要だということを書いて。取り組みの方向性としましては、今現在働いています、片方で都のほうのがん対策推進計画ございますので、そういう取り組みに

についても書かせていただいております。ここは、こういったあらゆる世代の都民のがんに対する理解ということを深めることが大事だということを書かせていただいております。

そして、63ページは、今度は自殺対策でございます。ベーシックなデータでございますが、年次推移であるとか、都の性・年齢階級別自殺死亡者数のグラフがございまして。取り組みの方向性としましては、やはり区市町村と連携して、やはり普及啓発とともに、そういう取り組みというのをしっかり推進していくといったことをご書かせていただいております。

続きまして、65ページは、ひきこもりの若者等への支援ということで、現状と課題でございます。講演会、合同相談会、それからパンフレットについてのご紹介をさせていただいております。取り組みの方向性としましては、区市町村の皆様方がされている取り組みへの支援、それからさまざまな情報提供や普及啓発といったことの重要性をご書かせていただいております。

そして67ページからは、権利擁護の関係ということで。まずは、総合的な取り組みということで、現在の状況でございます。成年後見制度推進機関の設置状況の図がございまして。

取り組みの方向性としましては、こういった区市町村の皆さん方が行っているような、こういう取り組みについてです、しっかり支援をしていくということ。それから、体制整備を支援していくということが上げられます。

それから、イとしましては、成年後見制度の利用促進でございます。現状と課題で、申立実績の推移がございまして、伸びているということがございます。

それから、69ページにまいりまして、さまざまなネットワークというものが整備をされてきているということ。それから都道府県の役割というところでは、やっぱり広域的見地からの区市町村への支援ということで、そういう専門機関との連携といったことも重要だということが書かれてございます。

そして、70ページが取り組みの方向性ということで。まず、区市町村の取り組みの働きかけと、それから専門機関との連携をしながらネットワークの強化ということをご書かせていただいております。

それから、ウは社会貢献型の後見人の養成・活用ということで、現状と課題がございまして。取り組みの方向性としましては、そういう養成に取り組む区市町村の支援、それから連携の強化ということについての支援をご書かせていただいております。

71ページが、ここでも発表ございましたが、世田谷区の権利擁護センターの事例を記載したいと思います。

72ページが、今度は災害時の要配慮者対策の推進でございまして、現状と課題がございまして。人員の確保ということの重要性について書かせていただきまして、取り組みの方向性としましては、まずはしっかりこの区市町村におけるプラン、そういったものについての体制の整備というものの支援、それからさまざまな事例の紹介ということ。それから関係機関です、やはりこの連携ということが大事だということで、72ページから73ページにかけて、そしてネットワークの取り組みの支援ということ。それから具体的な診断であるとか、そういう補助を書かせていただきまして。最後に、やはり具体的な災害時におけるスペースの整備、そういったものも重要だということを書かせていただいております。

そして、74ページから地域福祉を支えるためにということで、人材の関係でございまして。まずは、地域の多様な人材ということで、アとしましてはボランティアの関係でございまして。ここでボランティアの現状と課題がございまして、ここに社会貢献大賞の表彰式みたいな、こういったようなことの取り組みの評価といったもの。「#ちよいボラ」であるとか、共助社会づくりということもございまして。

75ページに取り組みの方向性がございまして。今、東京都の取り組んでいること、それからこれから取り組んでいくということを書いてございまして。

それから、イとしましては、元気高齢者の地域活動ということで。やはり団塊世代の方々がいらっしゃるということで、そういった方々への期待ということ。それから、あとは福祉職場でもそういった方々にも、ぜひとも参加いただきたいというようなことが書いてございまして。

76ページには、取り組みの方向性としましては、区市町村の取り組みの支援。それからさまざまな関係機関です、そういったところとの活動の支援をしましょうということ。

それから、ウとしましては、地域における見守りの推進ということで、やはり孤立死等の課題がございまして、やはりそういった課題についての記述と。

77ページにつきましては、最近あります、いわゆるタワマンであるとか、あるいは分譲マンションなんかの課題というのも書いてございまして。多摩ニュータウンの問題もございまして。

取り組みの方向性としましては、やはり互助機能の機能を高めるということ。それから、

やはり生活実態をしっかりと把握して、そういったような区市町村の支援をしていくといったことが大事かと思っております。

78ページが、こちらは地域における安全・安心の確保ということで、防犯ボランティアの関係の資料がございます。

それから、79ページが、その防犯ボランティアの平均年齢がございまして。取り組みの方向性としましては、こういったこと、防犯ボランティアの取り組みの支援ということ。それから、お子さんへの見守りの活動の支援ということ。できるだけ地域の見守りの目をふやすということが重要だということを書かせていただいております。

それから、80ページが、町会・自治会活動の活性化の支援ということで現状と課題、それから取り組みの方向性を書かせていただいております。

そして、82ページが、民生・児童委員の活動への支援ということで。こちらについては、民生・児童委員がさまざまな活動をされているということ。都内で1万人こういった方がいらっしゃいますので、こういった方々が経済的な困窮であるとかひきこもり、認知症などさまざまなところを丸ごと受けとめているといったことを書かせていただいております。

そして、83ページとしましては、取り組みの方向性としまして、やはりなかなか地域生活課題というのが深刻化しているということで、そういうさまざまな取り組みの研修等についての取り組みであるとか、あとは活動への支援、そして環境への整備といったことについて、しっかりしていきたいなといったことについて提案してございます。

それから、84ページからは、こちら福祉人材の関係でございます。やはり医療系の人材の連携というのが重要でございますが、まずは福祉人材について書かせていただいております。福祉人材の関係につきまして、まず現状と課題、非常に人手が足りないということがございます。有効求人倍率がございまして、保育士、介護職員の離職率についても下がってきてはいますけれども、全産業とは離れているということで。方向性としましては、まず福祉人材センター等としっかり紹介をしていただいて、現場の支援。それからマイナスイメージという話もございまして、やっぱりマイナスイメージの払拭ということ。

それから、86ページにかけまして、さまざまな今の取り組みといったことについてのお話、そしてICTの活用ということも提案してございます。

そして、87ページに、事例としましてサービスラーニングの取り組みということで、大正大学と豊島区と豊島区の社協さんの取り組みということをご紹介したいと思っております。

ます

それから、88ページ以降が、各分野の取り組みということで。まず88ページが介護人材、それから89ページが子供・子育て支援人材、そして90ページが障害福祉サービスの人材ということで、こちらについて書かせておりました。

次が、91ページからが福祉サービスの質の向上ということで、指導検査の実施の状況。それから取り組みの方向性。

それから、イとしましては、第三者評価の推進ということで、評価制度でございます。

93ページから94にかけてが、第三者評価制度の紹介でございます。

そして、95ページが計画的な地域福祉の推進ということで、まず地域の皆さん、区市町村の皆さん方への策定の支援ということの重要性、それからそういうことの普及推進ということの重要性。そして、ここもまたご議論いただきたいんですけども、進行管理として評価指標です。どんな評価指標がいいのかということも、ぜひご意見いただければと思っております。

それから、99ページ以降、白紙になっておりますけども、「おわりに」ということで、まさに皆さん方から本日さまざまご意見いただきまして、ここに将来、私どもが取り組んでいきたいと思っていることを、ここに書き込んでいきたいなというふうに思っております。

説明につきましては以上でございます。

最後に、室田委員からございますので、ちょっとそれだけ私どもで紹介させていただきたいと思います。A4、1枚をごらんいただきたいと思います。室田委員から1枚半の意見が出ておりました。

まずは、背景の国の方針ということで、先生の意見としましては、地域共生社会を積極的に採用する理由はどのようなものか、こういうのを意見を伺いたいというふうにおっしゃってまして。国の政策に反対するわけではないけども、そもそも東京ということの中については、やっぱり都内の活動ということが必要じゃないかということがございました。それから、実効性ということでも形骸化しないようにするためにはどうしたらいいのかということでございます。

(3) としましては、課題解決の体制の構築ということで、社協さんをかなり中心に書いているということで。この提案に反対ではないけども、ただ地域課題解決にとって納得しない人や団体もあるということで、その辺についての合意ということも大事じゃないか

ということで。それから、かなり法的には根拠があると思いますけども、その辺のところについてどういうふうに、その役割といったものについて皆さん方のご議論、それを有効に活用されるための現在の地域にとっての法的なものがどうなのかということについてのご意見をいただきたいというようなご提案でございます。

それから、組織の底上げということについて、そのご議論をちょっと。

最後に、第4章の内容ということで、やはり地域福祉計画の分析ということ。それから、やはり評価の内容につきまして、今評価指標がございますけれども、どういったものがあるのかといったことについてのご提案ということでございました。

私からは、以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。相当ボリュームもございますが、事前に素案をお送りさせていただいております。お目通しをいただいているのではないかと思いますので、章ごとに少し掘り下げた議論ができれば大変ありがたいと思いますので。

まず最初に、第1章東京都地域福祉支援計画策定の考え方について、ご意見を願います。これは室田委員からも問題の指摘があるところでございますので、これもちょっと念頭に置いて委員の皆様からご発言をいただけたらというふうに思います。いかがでございましょう。

それで事務局として気にしておりますのは、この12ページの図。幾つか図があって、大分事務局、苦労して、こういう図にまでこぎつけてつくっていただいたんですが。なお、もうちょっとスマートな感じになったらいいなと、カラーにしろとは言いませんけれども、何かちょっとそこら辺も含めて何か。多分、今使っているソフトの限界もあるのではないかなと思うんですが。それはそうとて、コンセプトが少し固まりつつある途中の作業ということもあって、いろいろご苦労いただいておりますが。これについても何かご意見があると、大変ありがたく思います。いかがでございましょうか。

どういうところからでも結構でございますので、ご自由に第1章からお願いできたらと思います。

○小林副委員長 では、口火を切らせていただきます。

大分ご苦労をなさって、これだけ厚みのものができたことに大変敬意を表したいと思います。

それで、第1章につきまして、この間、地域共生社会の例の検討委員会の報告書や最近出た通知を読ませていただきましたが、よくわからないところがあります。これと関連し

た12ページの図について質問させていただければと思います。

14ページの法律の書き方ですが、法第4条2項の地域福祉の推進が今回追加されたと理解しています。何がわからないかという、「地域生活課題」と言う表現が七、八行目のところに出てきます。最初の課題のほうは、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい等々のいろいろな課題があるということは分かります。その次ですが、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が云々と書いてあって、それぞれの課題と書いてあるので、ここでは地域生活課題というのは二つになるというように読めます。

特にわからないのは、4行目の最後のところですが、「福祉サービスを必要とする地域住民の地域生活からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する」ということを「各般の課題」と言っていますが、この読み方がよくわからない。法律はやはりわかりやすく書くのが法律なのかなと思ってしまうのですが、事務局はここをどう解釈されましたか。

というのは、地域生活課題という概念が福祉の分野でも非常に重要な内容になっているのですが、何でもかんでもやるということではないと思います。つまり、地域生活課題を取り扱う場合、それを、高齢、障害、子どもなどを包括的に取り扱うことはそれでいいと思いますが、今回の「我が事・丸ごと」では、産業や就労等、いろいろな他の分野にもかかわってやらなければならないと書いてありますが、それも地域生活課題なのでしょうか。この地域課題、生活課題という概念と、この12ページの図とは、どのような関係になるかということが問題になるように思います。

高齢、障害、子育てなどが制度的に分かれていて、これを横につなぐというのは結構なのですが、「はざま」というのは、高齢、障害、子供だけではなくて、保健医療などたくさんあるわけで、それを各論のところに書いていただいたと思います。それから、下のほうの「下支えする」というのは、今回の「我が事・丸ごと」で出てきている住民が主体となってということとどうかかわるのか。

今回の「我が事・丸ごと」の書きぶりでは、地域住民が主体となることが非常に強調されています。お金があるかどうか別にして、やはり住民が自分たちでやることはきちんとやりましょうということが書かれていて、それは結構だと思いますが、地域住民の間にもいろいろな摩擦があって、住民が集まれば何かできるということでは決してないと思います。地域住民の間にもやはりすき間があって、場合によっては同じ住民を排除するという

ことはあり得るので、そこに目配りをするという、二つの面があるのではないかと思います。

つまり、制度の狭間という意味と、それから地域の狭間、どこかで「排除」という言葉が使われていたように思いますが、この二つ合をわせて、全体としてここで地域共生という話が出てくるのではないかと思います。この図だけでは少し狭いのではないかと思います。

もう一回申しますと、地域生活課題の解釈と11頁の図との関係を説明していただけるとありがたいです。

○永山福祉人材施策推進担当課長 まず、私の法律の解釈が合っているかどうかになるんですけど。まず社会福祉法の第2項としては、まず一つの課題というのは、小林副委員長もおっしゃって。後半のほうにつきましては、まず福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、まずここが一つ切れます。これは一つの例示として挙げられていて、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題ということで。後半のほうは、だからそれを全部包含した形での課題だというふうに、私はちょっと読みました。

これが公式解釈かどうかはちょっとわかりませんが、一応そういう形で、いわゆる福祉サービスを必要とする方が抱えている、日常生活を営んで、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるということの上でのさまざまな課題があるんだということ。それが、今地域住民の社会からの孤立といったことも一つの課題であるんだけど、その他のさまざまな各般の課題があるんだということを、ここで言っているのかなというふうに私は理解をしています。

それと、この12ページの図との関係なんです。実は、こちらは私どもの事務局の考えとしては、各計画との整合性というふうに考えましたので。国のほうの通知では、通知ではないんですけど、国のほうの解釈としては、いわゆる各計画の上位計画というふうに位置づけるというのが、国のほうの正式な通知ではないんですけども、その解釈が中にあるんですけども。そして、まずこの計画というのは、共通事項を定めるものだというのが理解がありますので、そういう意味では、だから下支えをするということで、それぞれの計画に共通したものを、しっかりここで基盤として。例えば福祉人材であるとか、サービスの質であるとか、さまざまな取り組みについての基盤をつくるといったような位置づけのかなというふうに思って、下支えをするというふうに位置づけをさせていただいております。

あとは、横につながとはさまが、先ほど副委員長にもありましたけど、そんな感じで地域生活課題というのと、この計画のこの図というのが、ちょっと違うのかもしれませんが、各計画との関係ということで、ちょっとつたないながらも図を書かせていただいたというのが、今の現状でございます。

○小林副委員長 伺いたい点はありますが、どうぞ。

○高橋委員長 少しいろいろご意見も。はい、どうぞ、川井さん。

○川井委員 19ページの計画の理念の理念1のところ、「誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら」の後、「安心して暮らす」の前に、「生きがいと尊厳を持って」という言葉を入れられないかなと思っております。

というのは、17ページのところで地域共生社会の定義を載せていただいておりますが、その終わりの2行のところにも、地域共生社会の考え方として「住民一人ひとりの暮らし、生きがい、主体性、尊厳などが尊重され、守られる社会の姿」というふうに定義をされておりますが、これはとても大事なことだと思います。地域共生社会といっても、それが国の施策として提起されると、どうしてもネガティブで受け身なイメージになりがちで、それを住民に押しつけるのかという捉え方がされがちなんですが、むしろ市民、住民の立場から積極的に生きがいとか、自己実現とか、尊厳の尊重とか、そういったことを打ち出すことによって、よりポジティブな取り組みなんだということを分かってもらうことが大事だろうと思っております。そうした地域共生社会の真の理念というのは、やはり東京都のこの計画の中にも位置づけたほうがいいと思うので、ぜひ「生きがいと尊厳」という言葉を入れていただきたいなど。

ちなみに社会福祉法の中でも、第3条では社会福祉の基本理念として、「個人の尊厳の保持を旨とし」という文言が入っており、基本的な、一番大事にすべき理念であることは、間違いないと思うので、言葉を足していただくと、より都の計画にはふさわしい理念になるのではないかと思います。

○高橋委員長 はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。

恐らく、権利擁護にも丁寧に触れる、その基礎はやっぱり尊厳だと思いますし。恐らく、それぞれのサービスや、サービスの話に触れるときに尊厳のないサービスが横行していますので、そういうことを含めてうまくおさまれば、ぜひ今のご意見は反映させていただいたらよろしいのではないかと思います。いかがでございましょう。

これ、小林さん、地域生活課題に関する図もほしいですね。

○小林副委員長 すみません、よろしいですか。

それを書いていただく場合、17ページに「圏域のイメージ」という図がありますが、やはりこの地域福祉支援計画は、この全体をカバーするというふうに考えたほうがいいのではないかと思います。そうすると、この17頁の図と12ページの「横につなぐ」と言う表現との関係はどうなるのかをお伺いしたかったのですが。

○永山福祉人材施策推進担当課長 まさに副委員長おっしゃったとおり、地域福祉支援計画というのは、全ての計画の共通事項ということもございますので、この圏域であるとか、あとはさまざまな課題というの、いわゆるほかの計画では当然ながら書かれていないものを含めて、そういったものについてもここでしっかり支えていく。もしくは、そこから漏れているという言い方はあれですけども、そこから外れているようなものについても、しっかりこの計画の中で盛り込んでいくといったことが重要かと思っておりますので、そういう意味では、だからまさに副委員長がおっしゃったようなことなのかなというふうに思っております。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○小林副委員長 そうすると、その前の11ページの説明なのですが、これは国の書き方とちょっと違っているようで、大分ご苦勞されたと思いますが、「各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、下支えをする」というのが、12ページの「地域福祉支援計画」の図なのですか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 そういうことです、はい。

○小林副委員長 では、これは制度を下支えするということですか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 そうですね。各計画の共通事項というのがございますので、各計画の共通事項をつくるということが、ある意味では基盤づくりというようなイメージでいたものですから、そういう下支えをするという表現をとったということでございます。

○小林副委員長 では、その前の2項の「はざまを埋める」というのは、どこになりますか。「はざまを埋める」というのが、11ページの(2)に出てきますね。この個別計画のはざまを埋めるというのは、どこになりますか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 この図ですか。

○小林副委員長 ええ。

○永山福祉人材施策推進担当課長 ここは、ちょっと絵の中でちょっと難しいんですけれ

ども、この間があいているところを、この計画が埋めていくんだというような、そんなような。気持ちとしては、ちょっと先ほど委員長もありましたけど、なかなか作図能力がありますけど。言いまわしとしては、だからこの間をしっかりと埋めていくといったようなことを考えてございます。

○小林副委員長 この図だと、「下支え」と「はざま」が同じ台に乗っていますね。

○永山福祉人材施策推進担当課長 ちょっと吹き出しが、ちょっとそういう感じではあるんですけども。この計画が確かにそうなんですけども、全部埋めてしまうと、何か図が難しいかなという。そこは、ちょっと正直言って、私どものほうのまだ能力不足の部分があるんですけども。気持ちとしては、副委員長のおっしゃるとおり、ここのところがすっぽり埋まるようなイメージでは、本当は書きたかったというのは気持ちとしてはあります。

○小林副委員長 横につながると、「はざまを埋める」というのと「下支えをする」というのは違うことだと思うのです。先ほどの圏域の考え方ですけども、この圏域がやはり一番重要な地域生活課題、住民がかかわって支援するというところからまず始める必要があり、個々のサービスだけを考えてはいけないという考え方が基本になっていると思います。これは委員長が一番お詳しいのですが、例の地域包括ケアの考え方も、生活支援のところ育てましょう、その上で、保健・予防などの専門的なサービスが乗って葉を開いていくという考えになっていますね。地域福祉計画にもそのようなことはないのかなというのが、私の疑問なのですが。

○永山福祉人材施策推進担当課長 まさにおっしゃるとおり、そういう気持ちではあります。なかなかちょっとこの図であらわし切れなかったところ、あると思うんですけども。気持ちとしては、そういうところをしっかりとあらわしたいというような理解ではあります。

○小林副委員長 やはりわからないのが「地域生活課題」なんです。これは何を言っているのか。ここがやはり基本になってくると思うので、生活課題を解決するためにいろいろな制度とか住民活動が組み合わさっていくというイメージだろうと思うのです。そこが少し見えないなという感じがします。

○高橋委員長 多分地域生活課題という言葉を引き張り出してきた理由は、多分厚労省の連中にはあって、一番典型的は介護保険だと思うんだけど、あれは一応ユニバーサルなサービスになりましたよね。要介護認定ということに着目した。それから障害のほうは障害認定と。そうすると、どうしてもユニバーサルというか一般的な制度では、ここが普遍的になった途端にそれにつなげたい。あれは岡村理論かね。どこかで岡村さんのあのことを、

もう一回昔読んだのを引っ張り出さなきゃと思っているのは。

要するに、その地域福祉の課題そのものが、そういう課題として認識する場合と、それからそれぞれの分野別のニーズの充足するためのサービスを用意するという話が、必ずしもパラレルではないというような認識が多分あって、こういう言葉が引っ張り出されたんじゃないかという。

それで、しかも一つの分野の、要するに高齢者の、これは地域包括支援センターなり、もう支援の現場の人が嫌というほど感じているのは、個別の認知症の問題は、実は認知症の問題だけじゃなくて、一緒に住んでいる息子の問題であるとか、精神だったら精神の問題ですしそういう、だから世帯という言い方がいいのかどうか、またちょっと考えちゃったんですが、世帯というのは、あれは住民基本台帳上の概念ですし、政策的な把握の概念だから、世帯を構成していないところの家族の問題は実は物すごく重要だという、そこら辺を結びつけるそういう議論なのかなと。

それで、実は本当に小林さんご指摘のとおり、この改正法の文章は実に悪文なんですよ。初めて見たときに頭に入らなかったの。これは悪文というときは、大作家が言っていたのは、書いたやつの頭が悪いからだというふうに思うのが一番いいんだと言っていたんだけど。ちょっとそういうところがあって。だからそこら辺を少し共通理解、やっぱりこれは法律なので皆さんがごらんになるので、それで一応どうしてもこれは地域福祉支援計画の根拠の形成にもなりますので、ちょっとそこら辺は、小林さんの指摘をかみ砕いてもう一回、ひと考え、暫定案でもいいから出しておかないと、むしろ読み方として現場は、これ一番迷惑を受けるのは社会福祉学科の学生だよ、まずは。社会福祉法を教える先生がまず七転八倒するはずですけども、それはちょっと冗談ですが。全体としてやっぱり、だから逆に言うと理念条項は無視されるんですよ。

だけど、僕は今回のあれが意図していることは非常に重要で、コミュニティソーシャルワークとかそういうものの基礎になる条項なので、この委員会の中でも少し、それぞれ、また今日の小林副委員長のご発言をもう一度反すうして、皆さんでレスポンスしていただけると大変ありがたい、場合によっては。

はい、どうぞ。

○相田委員 今の2項の部分の、私は先生方みたいに頭がよくないんであれなんですけども、この文章の読み方の中で、厚生省が間違ったとすれば、「就労及び教育に関する課題」、そこで本当は切れて、そこに「課題」という言葉を使って、その後に「生活課題」「地域生

活課題」という同じ課題という言葉を使ってしまったから、混乱しているんだろうというふうに思うんですね。

それで、その前のほうの「就労及び教育に関する課題、」で切っているんですけども、そこまでは住民が持っている課題という、住民側から見た課題であって、「以下、地域生活課題」というのは、これは行政から見たときの言い方なんだろうと。

ですから、あらゆるものを抱合してというふうな捉え方で、厚労省は言っているのではないのかなというふうにはとれないでしょうか。

○高橋委員長 僕は非常にいい解釈だと思います。だから、問題とってくれたほうがよかったのかもしれない。

○相田委員 そうなんです。言葉をちょっと。

○高橋委員長 要するに、これは地域包括ケアの定義を輸入して、それで混乱したところがあるんだよね。だから前半は、おっしゃるとおり問題なんです。これは、主に制度でやりますという、そういう裏がある話で、後半のほうは制度には明らかに限界があります。それで例に挙げたのは孤立問題、制度は孤立を発見できませんから、孤立を発見するのは地域生活を共有している地域の人たちで、発見されたら受けとめますという話はあるけれども、発見されるまでは知らないわけですよ、制度は。というふうに読むというのがいいのかなというふうには。

そうすると、今度は支援関係機関というのが、なかなかよくわからないです。いっそのこと、地域包括ケアを、要するに全部ワンストップにしちゃっていいじゃないかという議論は、地域包括ができたときからずっとあったんですよ。それが子供を含めて、そこら辺は地域の保険者の話と、それから行政の担当部局の話といろいろ入りまじってくるので、委託に出したらだめ、もっとわかりにくいことが起こっていますので。

ということで、そこら辺もちょっと落としたりですかね、ちょっと少し整理をしておく必要はありそうですね。

ほかに何か。ちょっと少し議論を先に進めますか。ご意見。何回も戻って少し審議をしたいので、先は長いよという感じでございますので、第2章、これは比較的データ中心なので、データの見せ方とか、あとは追加すべきデータ等が何かあれば、ご指摘をいただきたいと思いますが、2章、いかがでございますでしょうか。

はい、新保先生。

○新保委員 全体を読ませていただいて、本当に学ばせていただきました。 24ページ

の(3)のところに「生活保護受給率及び受給世帯数の推移」とありまして、もしできましたら、昨年度より生活保護世帯の高齢世帯が半数を超え、まだふえていくことが予想されています。に受給世帯の高齢者が孤立しがちだということもありまして、少しそういう世帯の状況、課題になっている部分を書き加えていただけると、よいのかなと思いました。

あと、25ページの(4)に「子供の貧困率の推移(全国)」がありまして、この貧困率に関連しては、全世帯15.6%、ひとり親の貧困率50.8%という状況についても、書き入れていただけるとありがたいと思いました。以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。それでは、ぜひご意見を踏まえて。

ほかに何か。

このデータは拾い出したら切りがないから、このくらいでよくおさめたなという、そういう印象でございます。関係するところは個別の計画にもデータは入っていくわけですから、それで。

それでは、先に進んでよろしゅうございましょうか。

それでは、第3章の第1節、地域生活課題の解決に向けて、それこそ生活課題が出てまいりました。それから第2節、地域の支え合いを育むための部分について、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○川井委員 それでは、本日追加で配らせていただいたこちらのアンケートのご紹介を含めての意見になるのですが、ご案内のように、社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」が、今年の4月から社会福祉法上も責務化、義務化されたということがあります。そのことは、この計画の案の中では91ページのに、指導検査の実施をしていくという中で、指導検査の対象として社会福祉法人が「地域における公益的な取り組み」をしっかりと果たしていくかどうかを検査対象として見ていくという趣旨で掲載されているだけですが、私の意見としては、このことは実はまさにこの計画でも目指そうとしている地域共生社会づくりにとって大事なテーマではないかと考えております。

地域共生社会の構築というのは、日本の社会保障の「第三の転換点」だというような言い方もされておりますが、振り返ってみれば、もともと第一の転換点であった措置制度を導入したその前、戦後と言いますか戦前を含めて、まさに非常に多くのニーズに対して、社会保障、社会福祉のサービスや制度が全く整わない中で、まさに社会福祉法人の前身であるさまざまな社会事業家あるいは組織が、制度にのっらないでも困窮する人たちを支

えてきた、開拓してきたという歴史があったと思います。

そのことは、私が思うには、まさにこれからの時代を考えたときに、同じようなといいますか、いくら頑張っても既存の福祉サービス、公的なサービスだけで支えられる社会ではなくなる。また、それがサービスの質という意味でも必ずしも適切ではないというような時代になってくるわけです。そういう意味で言えば、これから日本の社会に起こる、東京に起こることというのは、まさに「第二の戦後」といってもいいような状況だろうと思うんです。

そのときに、かつて日本の社会福祉を切り拓く役割を果たしてきた社会福祉事業の担い手である社会福祉法人が手をこまねいていいのだろうかということを、非常に強く思うわけです。私の立場でこういう言い方をしてはどうかとも思いますけれども、今の社会福祉法人は、ともすると既存の公的な制度をこなすことに終始していないか。もちろん、それをしっかりこなすだけでももちろん大変な仕事なので、よく事情はわかるのですが、しかし今の社会の状況は、公的制度にあぐらをかいていられるような状況ではないというふうに思います。少なくとも、社会福祉法人には、戦前戦後の黎明期において、制度によらない生活困窮にある方を支えるという使命・役割を果たしてきて、そのDNAが受け継がれているはずだと思うので、今まさにそのことを社会福祉法人が発揮しないでどうするんだということを、強く思うところです。

そのことは、一方で福祉人材対策という意味でたしかに非常に厳しい状況があって、そんな余力がどこにあるんだという議論もよく分かるのですが、しかし、これから社会福祉法人が、しっかりと魅力ある職場にして、やりがい、働きがい、誇りを持って勤められる職場にするためには、既存の制度、サービスにきゅうきゅうとしていたのでは、魅力ある職場には決してならないし、社会からも評価されない、誇りを持って働ける職場にはならないというふうに思います。そういう意味からも、むしろ原点に戻って、今の日本の、東京の地域福祉が置かれている状況の中で、社会福祉法人が制度によらない支援、サービスをしっかりと実行していく。そのことをうたったものが今回の法改正による「地域における公益的な取り組み」ということだろうと思うので、この都の支援計画でも、社会福祉法人が果たすべき今後の使命・役割というものを、叱咤激励の意味でもしっかりと明記していただいたほうがいいということを、強く感じる次第です。

それをどこに入れるかは悩ましいところなのですが、地域、公益という趣旨からいうと、テーマ①の「地域の支え合いを育むために」の中で、35ページでは社協のことをしっか

り書いていただいておりますけれども、その流れの中に位置づけるのがいいのかなというふうにも思います。

そしてそのことは、室田先生からの2番、3番目のご指摘に答えることにもなるかと思うんですが、実は社会福祉協議会はこうした地域づくりの役割をしっかりと住民主体でつくっていく、果たしていくという役割とともに、もう一つ大事な役割は、さまざまな福祉の関係者のネットワークをつくる。古い言葉で言えば「福祉組織化」という役割もありますので、その流れの中で、社会福祉法人が今後果たしていくべき地域の公益的な取り組みを、しっかりと社協がネットワークをつくって下支えをしてサポートしていくという流れが適切かなと思うので、35ページのところか、その後につなげて位置づけるのがいいかと思いますが、ぜひ社会福祉法人の地域公益の取り組みのことをしっかりと打ち出していただければありがたいなと思っております。

○高橋委員長 ありがとうございます。これは考えてみたら、4条の冒頭の話でしょう。社会福祉を目的とする事業を受け入れするものが、地域社会にアプローチするんだというふうに既に書いてある。だから、おくれればせながらみたいな話なんですよ。本来は、もう自発的にやっていなきやいけないのを、法律的に書き込まないとやらないからあれは法律になったという、当時の社会援護局長の感触でしたけれども、考えて直接はそんなことは言いませんけれども、そういう事情も、それはもちろん税金の話もあるけど。

ということは、逆に言うと、かなり地域福祉の推進に当たってのそれぞれのアクターの役割というのは、地域住民の話がどうしても先行されちゃうんだけど、やっぱりそれを期待しているのは事業者、それは社会福祉法人はもちろん、今おっしゃったように割と組織化も進んで、一つのわかりやすい形で提言を出しておられます。これは受けとめやすいんだけど、実は医療法人だってそうですし、医療法人はどんどん福祉ニーズを外へ出しているところがありますから、今の退院支援なんか、退院の単価というのはそういうことです。

そういう意味で、さまざまな主体とのかかわりというのは、地域福祉を考えると大変重要で、その筆頭に社会福祉法人のあり方というのはどこかで考えておかないといけないので、それもちょっと検討させていただくということで、できるだけ明示的に、地域福祉は俺たちに関係ないと思っていただいたら困るので、それもありますよね。そういうことを含めて、何となくそれを分けてしまう発想がずっとあったので、ぜひそこら辺は検討させていただきます。ありがとうございます。

なお、ほかに。どうぞ。

○小林副委員長 川井委員のご意見をサポートする立場から、東社協の地域公益事業の委員会に属しておりましたので、少し補足させていただきます。

今、委員長が言われたとおり、4条は福祉事業者、活動者、それから住民を含めて「地域住民等」という表現になっていますが、いずれにしても事業者はもともと福祉を担っていたわけですから、当然事業者は地域のいろいろな福祉に寄与しなければいけないということで、今回の地域公益の話が出てきているのは当然だと思います。

これから整理される事例でも、今回の江東園の例を見てみますと、明らかに社会福祉法人が地域とどう組んで活動をしていくかが基本になっていますので、ぜひそうした観点からも、地域に開いた施設の運営が必要になってくるだろうと思います。

それから、東社協の地域公益活動推進に関する委員会なのですが、一応、市町村レベルで、社協が協力して地域の社会福祉法人の事業をネットワーク化してゆくということになっていますが、市町村域だけではなく、もう少し下のレベルの組織化が必要ではないかという意見があります。これは17ページの圏域の図でいうと「中学校区」と言われているところで活動を広げる必要があるのではないかということになります。市町村全域でやりますと、どうしても行政との関係が中心になりますので、具体的に地域とかがかわるときには、地域のニーズを知るということで、例えば民生院委員さんですとか、その地域のボランティア活動ですとか、そういうところと情報交換・意見を交換して、では法人としては何ができるだろうかということを考える時代に来ているのではないかと思います。この点については、浦田委員に補足していただけるかと思います。

やはり全域でやるとなると、どうしても社協のネットワークの中で会議をすればいいという話になってしまう可能性があるのですが、やはり、より具体的な地域において施設が地域と協働するには、中学校区のような圏域で具体的な連携を考えることが必要になってきているのではないかと思います。

そういう観点からも、地域公益事業を1つの項目としておこなうことをお願いしたいと思います。

○高橋委員長 どうぞ。

○浦田委員 今、先生におっしゃっていただいた、私たちの文京区でもネットワークの会議を社会福祉法人と開催しております。公益活動の方法が二つあるように思います。一つは、ネットワークを活用し、ネットワークとして何か取り組みをやっていくという方法と、

もう一つは、法人ごとに活動を起こしていく方法です。後者については、例えば最近の事例では、民生委員から、居場所がないとか風呂に入っていない子どもがいるという相談を受け、昨年4月に開設した特別養護老人ホームに、学習支援を通じた居場所と、あとお風呂のことも相談したら、「家族用の宿泊室のお風呂が使えるから、どうぞ、どうぞ、今日から入りますか」とか言ってくださり、「いや、まだ今日じゃないです」みたいな話はしたんですけど、そういうような個別具体的な相談をしています。担当の地域福祉コーディネーターが、その法人がどういう資源を持っていらっしゃるのか、どういうことに取り組みたいと思ってるのかということと、地域で活動されている民生委員や地域の町会が把握した課題とのマッチングもひとつひとつやっていくと、具体的な制度のはざまの課題に対応できるということがあると思います。

そこまでの細かいことまでを、最近は社会福祉法人も一緒に取り組んでくださるという実績もあり、本当に貴重な地域資源でありパートナーだというふうに思っておりますので、小林先生がおっしゃるように項目を立てて、そういう方向があるということもお示ししていただくと、またさらに活動が広がるのではないかとこのように考えました。

以上です。

○高橋委員長 はい、ありがとうございます。

よろしゅうございますか。ほかに何か、はい、どうぞ。

○横山委員 2点あります。

1点目が、34ページの取り組みの方向性の一番上の丸ですが、「都内全域で地域福祉を推進するため、この計画に基づき、区市町村を支援する施策を展開します。」とありますが、これが具体的に何か決まっているのであれば、もう少し具体的に記載があるといいのかなと思っています。というか、質問です。

2点目が、39ページの地域福祉コーディネーターの部分の取り組みの方向性の、丸が四つあるかと思いますが、一番上は、都の包括補助事業によって支援をしてきましたということですが、だんだん読み進めていくと、最後の丸のところでは、「区市町村においては、こうした財源を積極的に活用して」というふうになっているのは、国の今回の補助金のことなのか、都の包括事業も続くのか、そのあたりを具体的に教えていただければと思います。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○永山福祉人材施策推進担当課長 まず、前半のほうの34ページの話でございますけれ

ども、まずこの計画に基づいて、まさにこの計画そのものをしっかり広めていって、地域での取り組みというものを推進したいと、まず理念もそうですし、今さまざまな理解がありますけれども、まずそういったものを伝えていくといったことが、まず一つは支援策の一つだろうというふうに思っています、そこをまずは真っ先に書いているというところでございます。

○森田地域福祉推進課長 39ページですけれども、「こうした財源」というところですが、国のほうが27、28、29と立て続けにこういった補助事業を今つくっているところで、まずはこの財源を活用してということになるかなと思いますので、これについては、要件がそんなに細かく決まっていなくて、次のところに書いてあるんですけども、コーディネーターの配置だけじゃなくて、まさに課題解決の体制づくりということで広く使える財源ということで、それはどのように活用するのかも含めて、まずは区市町村の中でこういったものがあるんじゃないかというところで活用を検討したらどうかということです。

ただ、一部は地域福祉計画をつくっていないと採択できないというものがあって、そういうものについては包括補助事業という、その包括補助事業を活用するという道も残っていますということで、都の財源というのも使えないことはないんですけども、まずは国のほうもいろんな事業が出ていますので、そちらを活用していくということを考えたらいかがかなという趣旨で書いております。

○高橋委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○山根委員 すみません。さっきのところに戻ってしまうんですけども、ちょっと気になっていたのは、91ページ、92ページのところです。社会福祉法人の社会貢献というところでは、社会福祉法人改革の中で、社会福祉充実残額が出なくても出ても、どっちにしても地域貢献はしていくんですよということがあります。練馬区の場合も社協が音頭を取ってネットワークをつくりましょうということで、練馬区が所轄しているものだけでなく、東京都が所轄していたり国が所轄していたりというものも全部、区内にある社会福祉法人は皆さん参加してくださいということでやっています。福祉事務所の区域である4分割に分けて、それぞれテーマを決めて何かできることをやっていきたいと思います、27年度から進めています。

それというのは、91ページ、92ページのことと関係があるのかなと思っているんです。東京都さんの立場からすれば、東京都が所轄をしていたりあるいは市町村が所轄をし

ているところが、指導の検査をしていく中で、ちゃんと地域貢献をしているのか見ていくというのが、お仕事になってくると思うのです。どちらの視点から書くのかというところはあろうかと思うんですけど、一つ起こして書くということになると、92ページの丸の三つ目にも同じようなことが書いてあるので、重複するんだろうと思っています。書きぶりというんでしょうか、どういうふうを書くのかなと、そのあたりは難しいかなと、感想として思いました。

○高橋委員長 これ91、92は監査の問題として書かれて、質の向上とかむしろ社会福祉法人の行動様式の話で、やや監察的な書きぶりになっちゃうので、もうちょっとダイレクトで前へ書いてという、それで、その上で向上の視点から見ると、趣旨を明確にしながら書き直すという、そんな手続かな。

○小林副委員長 今のお話ですが、地域公益活動と地域における公益的な取り組みとは違うわけですね。そう考えると、社会福祉法人の活動はかなり広いもので、単に生活困窮者や低所得者のための活動だけではなくて、より広い地域の活動に寄与することだということを厚労省の所管の課長が書いていたように思います。

ですから、91頁の指導検査との関係で、地域公益活動を行うというのは狭過ぎる話なので、それが先ほどの地域生活課題ということと関係してくるように思います。つまり、全般に生活課題を取り上げて、地域と社会福祉法人がどんな活動ができるかということを含めて広く書くと必要があると思います。91頁は指導監査のことですから、やはり項目を別にして、さきほど浦田委員がおっしゃったような活動が必要になってきていますので、ぜひ別途書いていただきたいと思います。

○高橋委員長 実は、営利企業でさえ地域公益活動をやっているわけですよ。メセナにしる社会貢献にしる、あれはいい企業ほど優秀な職員を出している。だめなところはだめな窓際を出すんですけど、どうしてこんなにいい人を出すのと聞いたら、これがシーズになると言っていました。それは、地域のニーズを捉えるアンテナとして、利害と関係ないところで職員が活動することによって、地域の何がどういう風が吹いているかわかるんだと、割と出世しそうな部長さんにそういうこと言われて、本当にひどいやつしか出さないと、本当に優秀な人を出すところと、社協さんでも、つき合っているとそういう感じはしませんか。だから、企業でさえそうなんです。

ところが、社会福祉法人は、措置制度にあぐらをかいてマーケットリサーチもやらなかったんだよね。これが例の趣意書、あの趣意書だって松山さんの功績って相当うそが多い

んだけど、あれをきっかけにああいうふうな話になっちゃったので、という本来の姿はあらゆる社会に存在するその期待はという、これは松下幸之助を持ち出す気はないけども、そういうことなんだと思うんですね。

だけど、やっぱりあえて、地域づくりにかかわるいろんな事業体が地域で活動している以上、そこに地域福祉の視点から提言をしておくというのは、大変大事なこの計画の役割だろうなというふうに思いながら、ちょっと今お話を承っていました。よろしゅうございますか。ちょっと、思わず私の意見を言ってしまいました。

それでは、引き続き、今は3章の1節目でしたが、次に、テーマ②安心した暮らしを支えるためにと、テーマ③地域福祉を支えるための部分について、よろしくご意見を願います。

はい、どうぞ、新保委員。

○新保委員 第2章の部分になるのですが、52ページの(2)の生活困窮者への総合的な支援体制の整備のところ、3点ほど手短かに申し上げたいと思います。

まずは、丸の二つ目のところに、制度の理念を書いていただくといいのではないかと思います。第二のセーフティネットの充実・強化に加えて、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が目標となっていて、支援の形として個別的、早期的、包括的、継続的、分権的・創造的というのが挙げられています。こうした理念を書いていただければ、全体の計画につながってくるかなと思いました。

次に、53ページの丸の一つ目ですけれども、さまざまな課題の例示が出てきているのですが、この例示、メンタルヘルス、ひきこもり、DVなどが出てくる中で、セクシャルマイノリティ、外国人、刑余者というような、制度が始まってから受けとめる機会が増えた対象者像も掲げていただけるとありがたいということです。

3点目は、生活保護と分断しない一体的な支援ということが、制度見直しの議論の中ではかなり言われていまして、ここでは、ぜひ生活困窮者の制度と生活保護世帯への支援を一体的に行っていくことの必要性、重要性ということも、加筆していただけるとありがたいと思います。

東京都の生活困窮者支援の、特に人材養成の取り組みは、ほかの自治体になっても充実したものを創り、一生懸命に取り組んでいただいていると思いますので、そのことももう書かれていますけれども、お伝えしたいと思います。

最後に65ページです。ひきこもりの若者等への支援ですが、生活困窮者支援が始まる

中で、40代、50代の中高年のひきこもりの方の課題も浮上してまいりました。ここは一応若者ということが少し強調されているように思うのですが、中高年化するひきこもりの方々についても、適切な支援を行っていくことを加えていただけるとありがたいと思います。以上です。

○高橋委員長 よろしゅうございますか。今のご発言を踏まえて、ブラッシュアップさせていただきたいと思いますが、ありがとうございます。

どうぞ、お気づきのところをご指摘いただきますように。

また、戻ってご発言いただくのは全くやぶさかじゃございませんので、まずはひとあたり先へ行ってというか、次のテーマは、ちょっと大テーマが残っておりまして、計画的な地域福祉の推進の部分、それから、とりわけ東京の未来に向けて書き込む内容についてご意見がございましたらお願いしますと書いてございますので、こちら辺についてはいわく言いがたい、むしろこちらでアイデアを出せという、そういう注文でございますので、少しご自由に。

はい、小林副委員長。

○小林副委員長 97ページで先ほど提起していただいた目標値の書き方です。目標値の書き方はいろいろあるので、何か特定の評価指標や目標値を掲げて、そこに至らなかったらだめみたいな書き方があります。一般に「目標値」というと難しいですから、書かないというのが今までの計画でしたし、特に地域福祉は書けないというのが一般的な話になっていると思います。

でも、例えば今回の資料で生活困窮者のところにありますように、国が出している目標値、参照値が示されているわけで、全くないわけではないと思います。かなりはっきりした目標値として示す場合と、大体このくらいが考えられるのではないかというような参照値というか、以前、この検討委員会で堀田委員がおっしゃったような大きな目標値を決めておいて、そこに行くんだというような数値という考えもあるのではないのでしょうか。

地域福祉の場合には、具体的な業務実績ということにはならないと思いますが、例えば高齢者の参加だったらこのくらいあってもいいのではないかとか、活動の組織だったらこのくらいあってもいいのではないかとというようなある種の目標があってもいいのではないかと思います。

また、数値の例示として、例えば大都市で、東京と大阪を比較した数値のようなやり方など、何か少し数値については工夫をしていただけないのでしょうか。

例えば、ボランティアに関する数値は、多分社協で持っていらっしやると思いますが、こういう領域でこういうボランティアがあるというようなことを、少し具体性を持って書いていただいてもいいのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○高橋委員長 今に触発されたら、どうぞ発言ください。

○永山福祉人材施策推進担当課長 さまざまな数値があるというのをおっしゃっていましたが、その辺のところを行政的に言いますと、ここは3年計画なので、3年後に達成する目標みたいなのがあって、かなりその先になるというとなかなかここは書いたほうがいいのか、それとも例えばここはいいところで、さらにそういう飛躍するためにそういうことが必要だということを書いていくのがいいのかというのを、今後、私どもとしても進捗管理をしっかりしていかなくちゃいけないと思っておりますので、そうすると、余り達成できそうもない目標値、なかなかその辺は難しいところもあります。かといって、余り低い目標値は意味がないというところで、その辺のところ非常にきついなと思っっているんですけど。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○小林副委員長 行政は、一般的に数値を入れることに慎重ですが、今回の地域福祉計画は5年先、10年先の話で、今回の介護保険総合事業だって10年先の話ですよと、どこかに書いてあった気がします。そこまでに住民がどのような活動を展開しているか、例えば通いの場はどうかというのは、5年先、10年先ですがというような書き方もあるのではないのでしょうか。

これまでの、質的な書き方では、事業を「倍増する」とか「推進する」という言い方になるようですが、少し工夫して「ここはやっぱりしっかりやってくださいね」「もうちょっと伸ばしてみてくださいね」みたいな書き方があっていいのではないかなという気がいたしますけど、どうでしょうか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 いろいろ工夫させていただくと、ちょっと考えさせていただいて。例えばこんな数値があるといいんじゃないかと、もし、後でお話をしますけど、まだ時間がございますので、ちょっとご提案もいただければ、私どもとして本当に助かると思っております。

○高橋委員長 今度お送りしますが、滋賀県の東近江市に、すごいおもしろい曼荼羅図があるんです。「魅知普請曼荼羅」という不思議な名前がついている。それは、東近江で活動している地域活動が全部出ているんです。それが領域別とプロフィット・シーキングとノ

ンプロフィットと、それから福祉だけじゃなくて多領域連携のやつとか、それから生業としてやるのとそうじゃないのと、小さな町ですからそういうのができるんだけど、発想として何を申し上げたいかという、いろんな地域活動を見える化するというのは、地域福祉の、これは社協が本来やっていなきやいけないし、けど最近社協でもわからないものがたくさんふえているんですよね。あの子供食堂の普及の仕方はすまじいじゃないですか。そういうことを含めて、私たち自身のまちの地域福祉資源にはどんなものがあるというのを、いつもリアルタイムに把握するというのは、これはとても重要で、これは誰がどう把握するのかという議論も含めて、あそこは惣寄りといって、これは何か随分古め、あそこは草創の伝統があるから、要するに旦那衆みたいな役割を持ったおじさんたちが集まって、これはだめだとか、いいとかと評価したのが曼陀羅に、評価すると曼陀羅へ載るんです。そういう旦那衆の文化みたいなものがあって、日本の福祉だってちょっと昔はそれに似たようなことがあったんだけど、自分たちの地域をどうウオッチングするかという、それがある種の表現されているというのを持っていて、また来年1月に、今度は滋賀県版で大決起集会があるので見に行くんだけど。

それはそれとして、何か見える化機能というのを、行政計画のほうは割と数字であらわすんだけど、地域福祉のほうはかなり質というか、クエスチョンを出してできていると思ったら、「やっていますよね」というのから「頑張っているよね」まで、いろんなレーティングがあるはずで、そういうもので出してみるとか、それがうまく数量化すれば、数であらわされれば、こういう活動をしている団体が、例えば人口当たりになるとこのくらいだよというところが、隣の区に比べるとこんなに少ないじゃないかとかという。

東京都では区市町村の比較は余りしたくない、いろいろ差しさわりがあるからしたくないと言われるので、そこら辺はつらいところがあるけれども、逆に言うと、自分たちで比較できるようにするというのはとても重要で、あそこの自治体にはあるけど、うちにはないよねとか、こういうところを参考にしたいよねという、地域福祉って学び合いでしょう、ある意味で言えば。だから、そういう学び合いのためのツールをどうやって用意するかというのはあるんじゃないかな。

そうすると、今までのやり方以外にいろんなやり方がありそうだと、発見とイノベーションみたいなものを刺激するようなものをこの中にちょっと入れておくとか、まだ抽象的で恐縮ですが、まだ時間があるので考えている最中なので。

はい、どうぞ。

○相田委員 今の先生のお話で、それぞれの地域での福祉資源の発掘というか、というのを今の地域包括システムで各地区が動いていると思うんですね。板橋社協では、社協が中心になってブロックに分けて、18ブロックで第2層の協議体を立ち上げていますね。その第2層の協議体がそれぞれの地域で違うんですけど、今のお話のように自分の地区のエイジのあるところを全部チェックアウトしろよとか、それから、いろいろな福祉資源を全部まとめてマップにしているというのが。ですから、それをあわせると板橋区の福祉資源全部がわかるよというふうな形に、今はもっていくということで、18地区に分かれているうちの13地区がもう既に立ち上がっているということで、多分住民の力でそういうものをみずから発見させていくといいますか、認識させていくというのが、とてもこれからいいのではないかと。

ですから、社協はそれのコーディネーターであればいいんじゃないかなというふうに思っています、今たまたまの例でございますけど。

○高橋委員長 いや、非常に大事な機能で、それで室田提案の社協をどう考えるかと。これはいつもアルファでオメガなんですけど。この話もちよっとコメントをいただけたら。

○小林副委員長 室田委員意見の3項ですね。社協を中心に書いているけど、社協が全部やらなくてもいいのではないということなのでしょうか。

社協が関与するという場合、例えば小地域社協をつくるという話ではない。むしろネットワークをつくっていく、いわばお世話役みたいなイメージでいいのではないかと思います。それを各地域というか日常生活圏あたりにきちんと配置していけば、いろんな活動を推進していくことができるのではないかと思います。例えば民生委員さんのやっていらっしゃる活動をどこかがお手伝いしてもいいわけですから、そういう地域のいろいろな支援活動を推進していくのは、やはり制度的には社協が一番いいのではないかと思います。そういう意味で、私はこの地域福祉コーディネーターをきちんと配置したほうがいいと思います。先ほどの地域公益のところにもあったように、別に社会福祉法人をまとめて何かさせようという話では全然ないので、地域全体の、あるいは日常生活圏域のお世話役というか、調整役みたいな機能があればいいのではないかと思います。

○高橋委員長 いかがでございましょうか。

いや、たかが社協、されど社協って、いつも昔からこういう話は川井さんしていたよね。厚労省の中でも社協嫌いとか社協サポーターがいつも複雑に絡み合っていますから。

ただ、社協というのはプラットフォームの役割が果たせるというのは大変大きくて、N

POとかそういうのを、プラットフォーム機能を果たすためには、全部それぞれが出資金を持ち出さないといけないけど、社協は社協としてプラットフォーム化できるんですよね。それで、とりわけ最近では社会福祉だけじゃなくて、例えば居住支援協議会の事務局をやる社協、大牟田なんかそうですし、それから大牟田は医師会長が会長なんだ。しかし、医師会も福祉化せざるを得ないからという、要するに医師会長が会長だと物すごくやりやすいそうです。いい医師会長だからですけどね。あそこは病院過剰地域だから、というのは医療と福祉が物すごく今は関係しあっているということが、医師会と対等に太刀打ちできる社協じゃないと困るので、それは人を出す行政の問題ですね。これは、ひどいときといいときとが、どうも両極端で、社協の皆さんご苦労なすっているかと思いますが、というのはそれはむしろ言いにくい方もいれば、言いやすい方もどんどん。

はい、どうぞ。

○相田委員 取りとめのない話になると思うんですけど、社会福祉法の改正があったじゃないですか。あれは改正か改悪かというのは私はよくわからないんですけどもね。ただ、小さな社会福祉法人にとっては非常に過酷な改正であったというふうに見えます。そのおかげで、社会貢献事業をやりたくたってなかなかできないというふうなことで、板橋区では、社会福祉法人施設等連絡会というのを立ち上げてまして、事務局は社協が面倒なことは請け負っておるんですけども、理事長さんというか、会長さんというか、座長さんは別のところから選挙で出ております。

そこで、みんなが集まってやるということが始まりまして、結構な社会貢献活動をやっています、それと同時に社会福祉法人で働く人たちがなかなかいないというふうなことで、人材を集めるための集まりを文化会館でやったりとかというふうなことで、非常にあの法律の改正がよかったか悪かったかはわからないんですが、社会福祉法人がいがみ合ったり、けんかし合ったりしているんじゃないかと、一つにまとまるチャンスができて、板橋区の場合には、ほぼ全部の社会福祉法人が加盟しているという状況です。ですから、とてもよかったかなというふうに思っています。

何も、さっきおっしゃったように何でも社協じゃなくて、いわゆる本当にコーディネーター機能を持つことが大事なのかなというふうに思いました。すみません、つまらない話で。

○高橋委員長 ありがとうございます。ということで、室田さんの意見については、コメントができたと思うんですが、いかがでしょうか。

別の視点で何かございますか。

はい、どうぞ。

○川井委員 すみません。ちょっと戻りますが、70ページのあたりで成年後見についてなんですが、事前にお送りいただいたものから少し加筆いただいて、70ページの下から、社会貢献型後見人、市民後見人のことを書いていただいてとてもよかったと思います。

そこでまず1点ですが、70-2ページの一番最後の取り組みの方向性の2番目の丸のところで、「社会貢献型後見人の選任が進むよう～」の2行目のところで、「家庭裁判所と監督人として後見人をサポートする推進機関等とが課題を協議する場を設ける」というふうにございますけれども、森田課長がよくご存じのところですが、いまちょうど東京家裁と協議をしております、今後は社会貢献型後見人を選任するときに、必ずしも区市町村の推進機関が全てのケースの監督人になる必要はないのではないか。ケースによっては、監督人ではない別の立場からサポートしていく、支援していくということも十分あり得るのではないか。そういうことがあるので、ここは「監督人として」という表現はとってしまったほうがいいかなと思います。単純に「家庭裁判所と後見人をサポートする推進機関等とが」という、つながりにしていただいたほうがいいかなというところが一つです。

それともう一つ、全国では成年後見のまさにトップランナーである東京ですが、その東京でも残された大きな課題というのは、市民後見人だけでなく、親族の後見人に対する支援の役割をどのようにしっかりと確立するか。そういう意味では、実はその部分についてだけは、決して全国から東京は秀でているわけではなく、やりたくてもできなかったということが、個人情報法の問題からあったわけです。その結果、新しい成年後見制度ができた当初は、親族後見人が9割を占めていたのが、現在では東京でももう3割を切って2割ぐらいになっていて、それを「成年後見の社会化」が進んできた成果だと前向きに評価することはできないだろうと思います。本来頼りになる親族がいて、親族が自然な情愛関係に基づいて後見業務を果たして、それを推進機関がしっかりサポートして、ご本人もそれが一番幸せだというケースはいっぱいあるはずなんですけれども、それが今は十分にできないような環境にあるわけです。

そのことを改革しようというのも、国のほうの成年後見制度利用促進基本計画でもうたわれていることですが、それは東京でも同じように非常に重要な課題だと思いますので、親族も含めた後見人支援の機能が重要だということを入れていただければと思います。

○高橋委員長 それでは、ご検討いただいて、ご意見をまたいただくという、そういう形

にしたいと思います。

ほかになければ、はい、どうぞ、関口委員。

○関口委員 清瀬市です。39ページの高齢者への生活支援サービスの充実の部分なのですが、一つ目の丸のところの、「一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者」、この「夫婦のみ」というところが少し限定的になってしまうのかなと思います。今現在、地域包括で動いているのですが、先ほどのお話にもありましたように、高齢者、例えば70歳代の息子に90代の親というような高齢親子や兄弟で高齢という、高齢者のみ世帯というところの問題が多いと感じます。夫婦のみに限定するよりも、「複数高齢者のみ世帯」というような言い回しのほうがいいのかと思います。

50ページをめくっていただくと、資料の中に、項目として「高齢者のみ世帯」という記載があるように限定をしないほうが良いのではないかと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。これは、同様の計画との整合性もあるので、ちょっとそこら辺を調整しながら、地域福祉に反映できるものを上手に持ってきてという、そういうことになろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○相田委員 私は民生・児童委員の代表で出ておまして、この福祉の中での民生・児童委員の存在というのは、多分ここにいらっしゃる皆さん、結構重要だと思っていただいていると思うんですね。ですけど、どこにも、1ページぐらい民生委員のお手伝いをお聞きしますけどね。やはり、民間の私たちの存在を、目次にどこか入れていただけるぐらいの、私たちは東京都の民生委員でございますので、それぐらい、できましたらご配慮いただけたら、今年は東京都さんに100周年もやっていただきましたし、これからの張り合いになりますので、ひとつご検討いただきたいと、よろしくどうぞお願いいたします。

○高橋委員長 そこは、82ページの支援の話が書いてあります。自治体としての民生・児童委員の話も、ちょっとその辺を精査して、それこそ「社会福祉の活動を行う者と事業者」という主体論の中に、これは100年の歴史を軽々に扱ってはいけないわけで。

○相田委員 来年は、東京都の100年でございますので。

○高橋委員長 というわけでご検討くださいませ。

というわけで、ほぼ予定の時間が参りました。今日の議論は、台本なしに議論をありがとうございました。言い足りなかったこと、またお気づきのことを、ちょっともう一度読み直してみたらということもあろうかと思えます。これは年末年始の宿題でございます

が、1月8日までに、事務局までメール等でお送りいただけると大変ありがたく存じます。今日いただいたさまざまなご意見とあわせて、事務局と意見交換をしながら、その後の修正をして、次回、第5回の委員会で改めてご議論をいただければというふうに思っています。まだまだちょっと空間が残っておりますので、これが埋まってくるものでございますので、ひとつよろしくご協力を、大変難しい宿題が出ましたけれどもよろしく願い申し上げます。

それでは、事務連絡を事務局から、どうぞ。

○永山福祉人材施策推進担当課長 事務局のほうから連絡事項を何点か申し上げます。

まず、次回の策定委員会につきましては、今委員長からございましたけれども、本日いただいた意見、それから1月8日までにお寄せいただいた意見を含めて修正をしまして、来年1月の下旬に開催を予定してございます。時間、場所等につきましては、追って連絡を申し上げますので、よろしく願いしたいと思います。

また、毎回繰り返しておりますけれども、本日配付した資料につきまして、参考資料としてお配りしました、前回までの策定委員会の資料のファイルと、第20期の意見具申、それから「2017東京の福祉保健」や「東京の福祉保健2017分野別取組」等の冊子につきましては、回収させていただきますので、その場に置いていただければと思います。

その他の資料につきましては、冊子を含めましてお持ち帰りをいただいて結構でございますが、お荷物になるようでしたら、そのまま机上に置いていただければ、後ほど郵送させていただきます。

また、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡しいたしますので、受付までお声をおかけいただければと思います。

また、これは毎回言っているのですが、入庁証につきましては、廃棄せずに、次回以降も同じものをお持ちくださいますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 それでは、どうもありがとうございました。またよいお年をお迎えくださいませ。

(午後 7時58分 閉会)